

金溪雑話と閑散余録

岩 田 隆

人文社会教室

(1971年9月10日受理)

Kinkeizatsuwa and Kansanyoroku

Takashi IWATA

Department of Humanities

(Received September 10, 1971)

In this treatise firstly I have intended to describe Isen (a Chinese classical scholar 1732-1781) having come into contact with Norinaga (a Japanese classical scholar 1730-1801), next to provide Isen's sole book of 'Kansanyoroku' as well as his notes of 'Kinkeizatsuwa' including some of its problems, and lastly to present the biography and data about Isen. If my treatise disclosed Isen's features still unknown to the world, I should be more obliged than anything else.

Why I should call this treatise 'Kinkeizatsuwa and Kansanyoroku' is that the most part of the contents of my article stems mainly from the two books mentioned above.

1 緒 言

本稿は、筆者が関心を有している宣長学に関する基礎的研究の一端をなすものである。

いわゆる国学としての宣長学が、学問と言えれば直ちに儒学を意味した時代にあつて、如何にそれとの深い相関において形成せられたかは、近時の諸研究がそれぞれに志向するところであり、伊藤仁斎(寛永四1627—宝永二1705, 享年七九)を宗とする堀川学派、荻生徂徠(寛文六1666—享保十三1728, 享年六三)を主とする護国学派等の宣長学成立に及ぼした影響についての論考もまた幾つか報告せられている。一方、宣長が直接に師事、交渉あるいは論争をもった儒者も多く、儒師堀景山(元禄元1688—宝暦七1757, 享年七十)、洞津の谷川士清(宝永六1709—安永五1776, 享年六八)、または「万我能比礼」の著者市川鶴鳴(元文五1740—寛政七1795, 享年五六)等は、著名且つ重要な位置をしめていることは言うまでもない。

ここに挙げた菰野藩儒南川維遷は、上の士清等に比すれば、その宣長学に占める意義は必ずしも大きいとは言えない。両者の学的交渉を窺うべき資料は、僅かに一通の尺牘と二三の質疑しか遺されていない。しかしそこに見られる両者の真摯な学問的精神の触れ合いは、蓋し近世学問史上の貴重な一齣たるを否定し得ない。

それゆえ本稿においては、まず宣長と維遷との具体的交渉について述べ、次いで公刊せられた維遷の唯一の著

書である「閑散余録」と、その草稿本「金溪雑話」に関する諸問題を報告し、終りに維遷の伝記資料若干を紹介したいと思う。これによって、維遷の風貌が従前に比して幾分なりとも鮮明になれば、稿者の喜びこれに過ぐるものはない。

題して「金溪雑話と閑散余録」としたのは、本稿の主要部分がこの両書の考証にある故を以て、姑く採って名づけたまでである。

2 本居宣長と南川維遷

本居宣長(享保十五1730—享和元1801, 享年七二)は「(天明元年)四月廿九日付」の書簡を南川維遷宛に送っている¹⁾。それは次の如き文面である。

一、同廿八日之御状は当月八日ニ相達し、是又拝見仕候。古事記伝御返し被下領納仕候。三ノ巻又々入御覧候。右書謹撰ノ字之義、細々被仰下忝奉存候。是ハ何之考もなくふと書申候義、いかさまひかことニて御座可有候。尚又かやう之義御見当り被成候ハ、少も無御遠慮御斥被下度奉頼候。

一、中川氏書之事、被仰下候通承知仕候。跡よりもらひ上ケ可申候。

一、勢語臆断二冊、入御覧候。

一、御疑問、別幅ニ御返事申上候。

一、人之需ニ付、祭楽神祝詞一篇述作仕候故、乍序入御覧候。是ハ御返し被下候ニ及不申候。

一、去年中名古屋人市川多門と申儒士、拙生が直靈ノ

書ヲ難破致し候まがのひれと申書出来候ニ付、右ノ返答葛花と申書二卷作り申候。右両書御覽被成度候ハ、追而入御覽可申候。此節ハ他へ借遣し在之候故、得上不申候。右市川生御聞及不被成候哉。朱学ニハアラザレトモ、經学家ニ而十三經ニ殊外骨ヲ折被申、大氏空ニ覚え居被申候位之由承及申候。余ハ期後信、草々、恐惶謹言。 四月廿九日 本居春庵

南川文璞様 奉復

この書簡は、「本居宣長翁書簡集」²⁾に収録されているが、この引用は先頃親しくその真跡に接する機会を得たのでそれに拠った。書簡集との間に小異がある。

これについて、書簡集の編者奥山宇七氏は次のような注を加えている。

編者云、宣長翁四十二歳の明和八年十月九日に成った「直毘靈」は、皇国のめでたき故よしを説き、道の本旨を明かにせられたものである。然るに尾張の人市川匡鷹（寛政七年歿五十六）は、安永九年「まがのひれ」なる一書を著して宣長翁の古道説を攻撃した。翁は敢て意に介せられなかったが、門人の請ふにまかせて、「葛花」二巻を著して之に酬いられたのは、安永九年十一月廿二日の事であった。故にこの書簡が、その翌年の天明元年のものなることは明かである。

「勢語臆断」は僧契冲の著にして五巻ある。伊勢物語〔を〕註釈したものである。

南川文璞は諱を維遷〔遷〕といひ、金溪と号した。享保十四年伊勢の菰野に生れた。幼より学を好み、長じて後京に出て、堀元厚に就いて医学を修めた。又竜草廬の門にも遊び、遂に經史詩文の業を大成した。天明元年九月十四日、五十三歳で歿した。宣長翁は宝暦三年二十四歳にして堀元厚に入門されたのであるから、同門の関係にて、早くより文璞と交際があったのであらう³⁾。（〔 〕内は稿者の注記である。）

この書簡の年次考証について、宣長自筆稿本「葛花」⁴⁾の奥書に「かくて安永九年の霜月の廿二日の夜、ともし火の下にてかきをへつ。本居宣長」とあり、また翌元明元年九月に維遷は死去しているので、奥山氏の推定通り、天明元年のものであることは疑いない。

維遷の伝記については、「大日本人辞書」⁵⁾・「国書解題」⁶⁾・「三重先賢伝」⁷⁾・「菰野町史」⁸⁾・「近世藩校に於ける学統学派の研究上」⁹⁾等に見られるが、前二書は誤謬訛伝に基づき、「三重先賢伝」は上の奥山氏の注とほぼ同趣、「近世藩校に於ける学統学派の研究」は「三重先賢伝」と「菰野町史」の要を撮ったもので、結局「菰野町史」の所説が最も詳しく且つ信頼できるものと言えよう。しかしながら、これら諸伝記のうち生没年を記すもの何れもが、享保十四年生、天明元年没、享

年五十三としていることは不可解である。維遷の没したのが天明元年九月十四日であることは、諸資料から見て間違いない所であるが、享年を五十三歳とする点が問題である。

宣長の歌稿「石上稿」天明元年辛丑詠¹⁰⁾の中に、古風の詠と印して次の詞書と賀歌一首がある。

菰野人南川文璞五十賀に、

かすみたつ春の長日の遠長に千年いほとせありこそわか

かかせ
五十三歳の春に五十賀の歌を贈ることは、常識的に考えて頗る異様である。それゆえ、私は以前からこの点を訝しく思っていたのであるが、先頃菰野町金剛禅寺にある維遷の墓に詣でて、親しくその墓誌銘に接したところ、筆者の疑問が決して不当ではないことを確かめたのである。即ち、この墓誌銘碑文¹¹⁾に、

辛丑之歳、丁内艱、哀之余、病大発焉、竟以九月十四日卒、享年五十、葬于大亀山金剛禅寺、

と、はっきり「享年五十」と刻してあったのである。維遷没後僅かに五年後の建立であり、而もその碑文は彼と親交のあった江村北海の撰であれば、先の宣長の五十賀の歌と併せて、維遷の享年が五十であることは疑い得ないとすべきである。さすれば維遷の生年は、逆算して享保十七年とせねばならない。宣長より二歳年少と言うことになる。序ながら、維遷を死に至らしめた病因が、母の喪を悼むあまりに発したとの此の言は、如何にも篤実な彼の人物を偲ばしめるに足るものである。

奥山氏は上の注において、医学の師堀元厚に関係づけて、宣長が「同門の関係にて、早くより文璞と交際があったのであらう。」と、推測しているが、それを徴証すべき文献はない。確かに宣長は京都遊学中（宝暦二年一同七年）、元厚最晩年の約半歳を従学していることは、宣長の「在京日記」¹²⁾宝暦三年七月廿二日の条に「入門于堀元厚氏、而聞医書講説」とか、同宝暦四年正月廿四日の条に「堀元厚〔号北渚先生〕先生死去」と書き留めている如く、同門なることは事実であるが、それを以て直ちに両者が早くより交際があったとは即断できぬと思う。私見に従えば、後述「(鈴屋)答問録」の箇所と触れる如く、両者の交渉は安永期に入ってから開けたとするのが妥当であらうと思う。(勿論、その後同門の故に、両者が親密の度を加えたという想像は許されよう。しかし、それは自ら別の事柄に属する。)

さて次にこの書簡の内容について考察する。(この書簡の冒頭が聊か唐突の感を与えるのは、維遷の質疑に対する応答との関連によるものであらう。現存のものは、一幅の掛物として表装せられている。)

天明元年は、宣長にあっては古事記上巻の注釈「古事

記伝」全十七巻がすでに脱稿し、同年正月廿三日には古事記中巻の初め即ち記伝第十八巻を起稿した時期で、他の知友門人と同様に維遷の需めに応じて記伝の借覧を許したことが知られる。この事実は、仁斎学派の学統を承けた維遷が国学に関心を寄せたこと自体、興味ある問題であるが、その後半歳足らずして維遷が病没したため、両者の学的交渉は断ち切られてしまったのである。

宣長は記伝の各巻の稿本にも「本居宣長謹撰」と署しているが、維遷は儒者の立場から「謹撰」の語義についての意見を細々と書き送ったようであり、書簡の文面から察すれば、宣長のこの用法は誤っており、宣長もその指摘を肯定している如くに読み取れる。しかし、宣長にはその後も「謹撰」の文字を改めた形跡はなく、寛政以降上木した記伝の版本の各巻には、依然として「本居宣長謹撰」の文字を刻しているのである。これをどう解するかは、「古事記伝」という書名(私見では、漢書の注に見える「師古曰、伝、謂解説経義者也」と言うほどの意で用いたと考えている。)ともからんで、興味の存する所であるが、それについては改めて考察する機もあるかと思う。

ただこのところで、「尚又かやう之義御見当り被成候ハハ、少も無御遠慮御斥被下度奉頼候。」と広く批判を求めている点に、はしなくも宣長の闊達な或いは柔軟な学風的一端が窺われることは、注意さるべきであろう。

「中川氏書之事」の中川氏とは、中川経雅のことで、書は書跡の意であろう。維遷が書法に相当な関心を有していたことは、「閑散余録下」に、「予書ヲ評スルコトヲ好ム。故ニ古今ノ法帖、和漢雅俗ノ真蹟、書論等ノ書ヲ看ルコトヲ好ム。」とあり、「金溪雑話下」には、同趣の文に続けて「書論別ニ巻ヲナセリ、故ニココニ贅セス」と記していることから察せられる。

中川経雅(寛保二1742—文化二1805、享年六四)は、荒木田姓、伊勢内宮の神官で、安永年間より宣長と親交をもった篤学の人である。宣長は彼の著儀式解の為に、安永八年六月頃「荒木田経雅神主大神宮儀式解序」¹³⁾と題する長文の序を寄せており、両者の親密な交情は「石上稿」や現存の宣長書簡等によっても知ることができる。また経雅手写の古事記伝稿本十七巻十八冊¹⁴⁾は、安永三年から天明二年にかけて書写せられたもので、概ね尚賢本の転写ながら記伝稿本中有数のものである。

「勢語臆断」は、宝暦九年に宣長が写したものを「本居宣長記念館」に蔵する。書簡に言う二冊がそれであるか否かは保し難いが、ともかく儒者の維遷がその借覧を請うている事実は注意せられる。

「祭菜神祝詞一篇」は、「鈴屋集巻六」に「拝菜神詞」と題して収め、宣長門人村田光庸(宝暦五1755—天明

三1783、享年二九)の請いにまかせて草したことが、その後書によって知ることができる。

市川多門は前出市川鶴鳴と同一人で、その「直毘靈」に発した論争は、あまりに著名であるから省略する。

最後に「御疑問」とは、維遷の宣長に対する質疑を意味すると思われる。維遷が宣長に対して質疑を開始した時期は明らかでないが、「(鈴屋)答問録」の安永六年丁酉冬の箇所に、「南川文璞〔狹野領主土方近江守儒臣〕、神道ヲ問フニ答ルノ中ニ、陰陽ノ弁ノ内」と標記して一条、同安永七年戊二月「垂加流ノ神道ヲ問、同〔南川文璞〕」の一条三項が収められている。また「本居宣長門人録」¹⁵⁾安永六年の条に、

伊勢三重郡薦野〔家中〕 早川广〔源忠顕〕

同 [同] 加藤仄〔藤原正典〕

と見えている(狹野人の鈴屋入門者はこの両名のみである)。これらを考え併せると、凡そこの時期を以て維遷と宣長との交渉が開けたとすべきであろう。

なお、その後天明元年に至る安永八・九の両歳は、維遷が藩命によって江戸に祇役したため、宣長に対する質疑は存しなかったものと考えられる。

さて上の答問二条が、ともに宣長の神道観について問うていることは、儒者維遷の関心事が那邊にあったかを端的に示すものである。その中の、「拙作直霊の趣、御心にかなひ候よし、悦ばしく存候」(安永七年の条)という宣長の語¹⁶⁾は注意を引く。即ち、維遷の質疑が直霊を読みそれに応じて発せられたことが分るからである。そして、静嘉堂文庫蔵本「なほびの御多万」の奥書¹⁷⁾によれば、安永六年十一月十一日前出早川广〔源忠顕〕が宣長自筆本の直霊を書写していることが判明する。それゆえ、維遷はこの早川广書写本によって直霊を読んだのではあるまいかという推測が生じて来るのである。もし答問録に言う「安永七年戊二月」の記載が正しければ、時期的に見てその蓋然性は極めて高いと言わなければならない。

以上、現存する僅かな資料に基づいて、両者の交渉を出来る限り具体的に考察した次第であるが、維遷の学問が宣長の国学に触れて、恐らくは新しく変貌するであろうことを予測せしめながら、程なく病没したことは返す返すも遺憾である。またこれを宣長の側から見ても、同じ勢州にあって、先に谷川土清を亡い、ここに南川維遷という、言わば好意的批判者を失ったことは大きな損失と言ふべきであろう。

3 金溪雑話と閑散余録

〔A〕金溪雑話と閑散余録との関係

南川維遷の著書として公刊せられたのは、「閑散余録

」上下二巻二冊のみである。この書の内容は、国書解題によれば、

元和以来鴻儒碩学の言語事績に関することを抄録したるもの。徂徠、仁斎、東涯、春台、白石、鳩巢、篤信等著書の多少等をも比較論述せり。後桜町天皇の明和七年冬十月の自叙あり。¹⁸⁾

とある如く、近世儒林についての出自、学統、学風、行状、逸話、口碑等を録したもので、近世儒学史の好資料たる価値を失わない。従って夙く「日本随筆大成」その他によって活字に移され、読書人の参看に供せられているのも尤もなことである。それゆえ、本書について殊更に論ずべき問題は殆ど存しない如くであるが、その草稿本と言う「金溪雑話」と関連して考察した場合、そこには常識的理解を越えた相異点が見出しているのを見出すのである。

維遷は「閑散余録」に付した自序「閑散余録緒言」において、

○予嘗テ桑名ニ寓居スルコト十年許、講書ノ暇、金溪雑話三巻ヲ草ス。纔ニ稿ヲ脱シテ、イマタ考訂ニ及ハス。既ニシテ褐ヲ解テ、薦野ニ仕フ。公子ノ為ニ経ヲ説キ、諸子弟ノ為ニ念書ヲ授ク。其ノ間暇ノ日多シ。因テ、サキニ草スル所ノ雑話ヲ校正シテ、刊行セント思欲ス。此ニ於テ、其中ニ就テ、忌諱ヲ犯スコトアレハコレヲ除キ、褒貶人意ニ触ルコトアレハ、コレヲ削リ、僅ニ上下二巻トス。名ヲ更メテ閑散余録トイフ。重ネテ繕写シテ、俗ヲ去リ雅ニ從テ、言ヲ修セント欲ス。イカンカセン、邇者頗多事、意ヲ筆硯ニオクコトヲ得ス。故ニ稿本ヲ以テ、一門人ヲシテ淨写セシメ、書肆ニ授ルノミ。¹⁹⁾ (句読点を加え、異体字はほぼ通行の文字に改めた。以下引用はこれに倣う。)

と述べており、「閑散余録」公刊の経緯は極めて明瞭のようである。即ち、「閑散余録」二巻は草稿本「金溪雑話」三巻の中から適宜取捨して成立したものだと言うのである。だがしかし、現存する「金溪雑話」(東大本)と比較検討してみると、事実上は維遷が自序で述べる所とは頗る相異なるのである。試みにまず両書の収録項目を掲げると、

〔閑散余録〕	上巻	37項	(本文墨付31丁)
	下巻	75項	(同 48丁)
	計	112項	
〔金溪雑話〕	上巻	20項	(本文墨付30丁)
	中巻	43項	(同 34丁)
	下巻	56項	(同 29丁)
	計	119項	

となり、両書項目数の差は僅かに七項目に過ぎないのである。維遷の「緒言」に言う「僅カニ上下二巻トス」に

おける「僅ニ」を文飾としても、聊か異様である。そこで更に詳しく具体的内容に立入って、両書の共通項目を調べてみると、次の如き結果を得た。

「金溪雑話」から「閑散余録」に採られている項目(両書の共通項目)一〔上巻5項、中巻24項、下巻37項、計66項〕。「金溪雑話」に見えて「閑散余録」に載せないもの一〔53項〕。「閑散余録」のみに収録するもの一〔48項〕。

この事実は、「閑散余録」が「金溪雑話」を母胎としていることを示すと同時に、余録上梓に際して新しく起筆せられた項目が40%以上にも達することを意味して、自序に言う趣旨は半ばは正しく半ばは誤りとしなくてはならないのである。

なお、「金溪雑話」上巻からの余録所収項目が極めて少いのは、この主要部分が宝暦十四年(明和元年)に來朝した朝鮮信使一行に関する記事で占められており、それが幕府の忌諱に触れることを恐れて、全てを削除したと考えられる。因みに、「享保以後大阪出版書籍目録」巻末の「絶板書目」²⁰⁾には、

延享五辰年六月、朝鮮人來朝記、

無届内証板行、流布覺覚し、板木詮索不殘惣年寄へ没収打割絶板申渡、売売停止、

とある如く、江戸幕府は切支丹のみならず朝鮮関係についても、厳重な言論統制を行っていたのである。

〔B〕金溪雑話の成立

「金溪雑話」の伝本は、「国書総目録」によれば、「国立国会図書館二巻一冊(朝風意林二)・内閣文庫一冊・京都大学付属図書館二巻二冊・東京大学付属図書館三巻三冊が存在し、他に「孤野町史」記載の南川家蔵本三巻三冊がある。これら諸本の研究は、別に「金溪雑話の諸本」と題する小稿を予定しているものでそれに譲り、この稿では東京大学付属図書館蔵本(以下「東大本」と略称する)を中心として金溪雑話成立の問題を考察する事にする。

東大本「金溪雑話」全三巻三冊。

〔上巻〕

題箋「金溪雑話上」(題箋の文字は、中・下巻同筆)。内題「金溪雑話巻之上 南川維遷士長著」(この下に「南葵文庫」の印記あり)として、直ちに本文。本文墨付三十丁、筆者不明、一筆(但し、中・下巻とは別筆)、片仮名漢字交り、半面十行二十字詰、誤字訂正を傍書す。末尾に「金溪雑話巻之天終」と記す。奥書等なし。

〔中巻〕

題箋「金溪雑話中」。内題「金溪雑話巻之中」(著者名を記さず。この下に、「南葵文庫」と「小崎蔵書」の

印記あり)として、直ちに本文。本文墨付付三四丁、筆者不明、一筆(但し、上巻とは別筆、下巻と同筆)片仮名漢字交り、半面十行二十字詰、誤字訂正を傍書す。末尾に識語・奥書等なし。

〔下巻〕

題箋「金溪雑話下」。内題「金溪雑話巻之下」(著者名を記さず。この下に「南葵文庫」と「小崎蔵書」の印記あり)として、直ちに本文。本文墨付二九丁、筆者不明、一筆(中巻と同筆)、片仮名漢字交り、半面十行二十字詰、誤字訂正等を傍書す。末尾に「金溪雑話巻之下大尾」と記す。奥書等なし。

猶、上の三冊の何れにも、巻末に南葵文庫受入日付印があり、それぞれ「明治三十六年十二月廿一日」と記入してある。

東大本「金溪雑話」の体裁は、おおよそ以上の如くである。識語・奥書の類もなく、従って筆録者並びに書写年代も不明であり、加えて上巻は中・下巻と手跡を異にして(上巻は中・下巻に比べて魯魚の誤りも多く、何等かの事情で失われた上巻を、後に新しく書写して補ったものと考えられる。因みに、題箋の文字が三冊とも同一筆蹟で、外装も同一である)、必ずしも無条件には善本と称し得ない。しかし、前引の「閑散余録緒言」に「講書ノ暇、金溪雑話三巻ヲ草ス」という「三巻」に名実共に該当するのは、この東大本と南川家蔵本²¹⁾のみであり、而も前者は初稿本系統と考えられる点から、諸本の中で重要な位置を占めるものと言えよう。

さてそれでは、この「金溪雑話」は何時頃執筆されたとすべきであろうか。それを徴する識語等も見当らず、また傍証となる諸文献も存しない以上、それが推定はすべて内部徴証に委ねる外はない。それゆえ、この稿本の記述そのものに手掛りを求めなくてはならない。

まず、「金溪雑話」(特に断らない限り東大本を意味する)上巻の第二項に次の記事がある。

一、宝曆十四年甲申ノ年、明和ト改元ス。朝鮮ノ三使来聘ス。正月廿一日大坂ニ着船セリ。海上風波ノ難多ク、対島ヨリ大坂マテ数十日ヲ経タリ。大坂ニ五日ノ休息ニテ、同廿二日ニ淀ニ至リ、其翌日京ニ入ル。予〔維遷〕モ大坂ニ之テ、学士三書記記者写字官画員等ニ謁セリ。云々。(一丁オ)

また、これに次ぐ第三項に、

一、那波魯堂先生ハ、相国寺瞻長老ノ倚頼ニ因テ、浪華ヨリ江戸マテ、往来トモニ韓客ニ接伴セリ。凡甲申年ノ聘使ニ親シク交リシ者ハ、魯堂ニシクハナシ。韓人帰国ノ後、予〔維遷〕再ヒ京ニ遊ヒシハ、タ、此人ヲ訪フ故ニ、粗ソノ説話ヲ聞リ。云々。(二丁ウ)

とあり、維遷は明和元年(改元、六月二日)来朝の朝鮮

信使と親しく会見談論した模様を、以下約十項目にわたって書き留めているのである。この見聞録は、雑話上巻の大半を占めて(中巻にも関連する数項目を録する)いることから、「金溪雑話」執筆の有力な動因となったと見ることが出来ると思う。翻って、これら朝鮮関係の記事がかく上巻に収められていることは、雑話執筆時期の上限がこの朝鮮信使との会見以降であることを示唆するものである。

次に、「金溪雑話」下巻(第四十項)の「一、吾国ノ書物ノ制ハ、朝鮮本ニ倣ヒタルモノト云伝フ、アナカチニシカラス」に始まる書籍のことを論じた箇所に、次の記事を見出す。

唐本、宋本ハ、長幅共ニ今ヨリ大ニシテ、紙厚シ。人トナリモ、物ノ品モ、古ニシクハナシ。偶々コノコトヲ思フテ、感情少ナカラス〔割注²²⁾一丙戌秋八月記、此日七日ニテ、終日雨フレリ〕。(廿一丁オ)

上の干支「丙戌」は「明和三年」である。これゆえ、維遷がこの記事を書いたのは、明和三年八月七日であることが判明する。なお、偶々宣長の「明和三年丙戌日記」²³⁾八月の条を参看すると、「七日、曇、自巳刻雨天」と記されており、この日は勢州一帯が雨であったことが知られる。どうでもよいことであるが、筆者にはこの両者の符合が何となく興味深く思われたので書き添えておく。ところで、雑話下巻後半の記事にこの日付が存することは、やがてこれに程遠からぬ時期に「金溪雑話」の稿が成ったことを推定せしめるであろう。

かくして、「金溪雑話」は、少くとも明和元年(後半)以降の執筆にかかり、且つその三巻三冊の成稿は明和三年(八月以降)頃と推定して、ほぼ誤らないと思う。時に維遷三十五歳であった。

〔C〕閑散余録の出版事情

前節で考証したように、「金溪雑話」が明和三年頃成立したとして、その後「閑散余録」は何時頃成稿し出版せられたのであろうか。

まず、架蔵本「閑散余録」について、必要事項を抄出してみると、上巻の巻頭に、

○「題閑散余録贈孤野南川士長、安永紀元至日、彦藩儒学教授宍水竜公美」(竜詩)。

○「閑散余録序、安永癸巳春二月、北海江邸授撰」(江序)

○「閑散余録緒言、明和七年庚寅冬十月」(自序)

下巻の巻末に、

○「閑散余録跋、高文再拜、金溪賢契、仲冬十三日」

○〔刊記〕一天明二壬寅二月発行、皇都書肆、銭屋総四郎・林伊兵衛・西村平八、勢州洞津、大森伝右衛門。とある。即ち、これが天明二年版の体裁である。そこで

ここに、かく題詩、序、跋等を寄せている人物について簡単な解説を記しておく。これらの人物は維遷と親密な関係があったと思われる、引いては余録成立事情の解明にも資すると考えるからである。

竜詩の竜草蘆（正徳四1714—寛政四1792，享年七九）は、徂徠学派、宇野明霞門（後に破門）で、寛延三年京住のまま彦根藩主直定に出仕、宝暦七年以降安永四年まで彦根に移り儒学を講じた。後致仕して、平安で「蘭圃社」を主宰する。雑話上に、「予嘗テ竜草蘆先生ヲ江州ニ訪フ」の語が見え、諸伝記の多くは、維遷が草蘆に師事したと誌す。

江序の江村北海（正徳三1713—天明八1788，享年七六）は、京学系朱子学派、福井藩儒伊藤竜州の第二子（長子伊藤錦里，第三子清田儋叟で、当時伊藤の三珠樹と称せらる）で、梁田脱巖に從学、享保十九年青山侯儒官江村毅庵没し、出でて江村氏とその家職を継ぐ。「日本詩選」を刊行した北海主宰の「賜杖堂」は著名である。

跋文を寄せているのは、津藩の藤堂高文（享保五1720—天明四1784，享年六五）と考えられる。「藤堂高文小伝」²⁴⁾に、「君姓藤堂，諱高文，字子樸，号東山，幼名三郎助，致仕称大僕，（中略）君以享保五年庚子生，十三年，襲禄七千石，為騎将，称出雲，宝暦元年，十一月，退隠，居乙部別荘，自号魚目道人，天明四年，六月十三日卒，寿六十五，君少好学，受業於簡肅奥田翁，孝讓公賜諡曰弘毅子，（以下著書名略）」とある。

さて本題に立返り、上に引いた維遷の自序（緒言）に「明和七年十月」と記すところから、この頃には「閑散余録」の稿は既に出来上っていたと考えてよからう。序でに「緒言」に言う「斯文源流」は宝暦八年刊、「儒林姓名録」は、架蔵本の刊記では明和六年三月²⁵⁾（服蘇門の跋文の日付は明和六年正月とある）と記されている。そして、安永元年冬（竜詩）から安永二年春（江序）にかけて、漸く余録出版の機が具体的に熟して来たものと推察せられる。しかし、事情は一般に考えられる如く、簡単には運ばれなかったようである。ここにそれを示す文献がある。即ち、安永六年七月廿日の日付をもつ「南川士長与小篠道仲書」²⁶⁾という書簡の写しがある。

私先年著述仕候閑散余録と申書、上木出来候ニ付、此度一部進呈仕候、御受納御一咲可被下候、しかし御断申上候は、最初にも申置候通、六七年前書林江託し置候処、上木果し不申、漸当中元前出来仕候故、六七年己来ニ鄙見少々先年とかわり候事も有之、此書の僕は今の僕ニては無御座事も有之候、此如御用捨被下御一覽可被下候、此内に老人難話の事も申置候、御用候はハ追而可入御覧候、謹言、

七月廿日 安永六年丁酉

これがその全文である。もしこの書簡にして誤りがなければ、「閑散余録」の上梓は安永六年七月頃とせねばならないのである。なお、書中に言う「六七年前書林江託し置候」というのは、明和八年乃至安永元年に当り、竜詩や江序等の日付とも符号することになる。従って、余録の出版は安永六年と断じてよいであろう。

ところが、「国書総目録」によれば、版本として、「明和七版—京大・慶大富士川（一冊）、安永二版—学習院・東北大狩野・鶴舞、天明二版—〔稿者注、多数略〕」とある。が果して、明和七年版或は安永二年版が事実存在するかどうかは、上に述べた私見に従う限り甚だ疑わしいとせねばならない。もし臆測を許されるならば、上掲の諸本は所謂「序刊」（序文の日付を以て刊行の年次とする）の可能性が濃いと思う。筆者の調査し得た鶴舞図書館蔵本は、河村秀頼旧蔵本で、題詩・江序・緒言・跋は存するものの、刊記も奥付もなく、刊年不明本に属すべきものである。なお、この刊年不明本を先の安永六年刊行の本と想定する余地も無くはないが、以下に述べる高文の跋が存する限り、やはり無理であろう。

高文の「閑散余録跋」の文中に、

因承閑散余録刻成。頃付駄使寄示。領到謝々。日晡登案。丙夜畢業。只恨編之不長。（中略）試閱序文。余所欲言者。北海己言之。余亦何贅焉。

とあり、この刻本（恐らく安永六年刊行本であろう）には未だ高文の跋文は添えられていなかった筈である。さすれば、この高文の跋はその後の再刷本以降に付加されたと考えるのが妥当であろう。この跋文のみ月日だけで歳次（干支）の記載を欠く（或いは削られた）のも、かかる事情に起因するのもかも知れない。しかし、筆者は未だ確実に安永六年刊と言える本を見ていない以上、全ては推測の域を出でないことである。

極めて簡明で問題もない如き「閑散余録」の出版についても、一步立入って調査してみると、上述のような複雑な事情が介在して、その正しい解明には中々困難なものがある。しかしともかく、維遷が安永八・九年にわたって江戸に祇役した際に、美作三浦侯の家臣九津見吉左衛門に「今日復書及ヒ閑散余録一部ヲ遣ス」²⁷⁾と、閑散余録を贈っていることを見ても、江戸出府以前に上刻されていたことは疑う余地がない。

〔D〕閑散余録異聞について

東北大学付属図書館狩野文庫に、「閑散余録異聞」と題する上下二巻二冊の写本がある。これは余録の所説に対する批正・補説を集録したもので、余録の欠を補う文献としても貴重である。このたび同図書館の好意により調査できたので、その概要を紹介すると共に、若干の新知見をも併せて述べることにする。

〔上巻〕題箋「閑散余録異聞上冊」。次いで本書成立の事情を記す漢文の序四丁、序文末尾に「文政甲申五月十四日、日寄微亭主人書」と記す。次に「付」として「南川士長与小篠道仲書」並びに「湯之祥復小篠道仲書」と題する書簡二通の写し四丁。次いで内題「閑散余録異聞卷之上」と記して、直ちに本文十八丁。余録上巻の十二項についてその一部分を抄出し、それに対する井潜・赤松鴻・湯元禎の所説を一字分下げて録してある。巻末に「閑散余録異聞卷之上終」と記す。

〔下巻〕題箋「閑散余録異聞下冊」。内題「閑散余録異聞卷之下」と記して、直ちに本文四一丁。余録下巻の二五項について、上巻と同じ体裁で、湯元禎・赤松鴻・小篠敏・井潜・一虎の所説を録す。巻末に「閑散余録異聞卷之下終」と記す。

上下巻とも一筆、本文半面八行十六字詰。両冊とも第一丁右下に「狩野氏図書記」の印記あり。内容は両冊とも湯元禎の所説が大部分である。

異聞の概略は大凡上の如きであるが、この書成立の機縁を介したのが、石見浜田侯の儒臣で且つ鈴屋門人の小篠敏²⁸⁾であったことは、筆者にとって新しい発見であった。敏は前出「答問録」において、二十項目（集中第一、第二は栗田士満の十五項目）を宣長に問うており、安永九年入門以前から宣長とは深い交渉をもち、その後も屢々松阪に遊学し、「源氏物語玉の小櫛」の出版²⁹⁾などにも与って力のあった有数の鈴屋門人である。この敏（道沖）がこの頃既に維遷と交渉があり、維遷の新著閑散余録を早速備前岡山の湯浅常山³⁰⁾（宝永五1708—天明元1781、享年七四）に紹介しているのである。即ち、異聞上巻付載の「湯之祥復小篠道仲書」には、

閑散余録致成業候、殊之外面白キ珍書御指越被成、御見セ被下辱存候、就夫若間違も御座候はハ、書入進上可仕由、承知、（中略）世上の咄も承り候故、あらあら書付二小冊³¹⁾御座候、然共骨折候ても、畢竟口耳の学問に近きと可申、箇中に入置申候ニ付、此度中覚えに南川君かなくさみにも相成可申と存候事、書入はり紙仕候間、此書は御返し被成可被仰遣可被下候、御同好之事故、無遠慮はり紙仕候旨、幾重にも御断被仰遣可被下候、（以下略）。

とあり、敏が常山に「閑散余録」を見せ、それに常山が書入はり紙をして返したことが知られるのである。

この常山書入本「閑散余録」が、江戸祇役中の維遷宛に、偶々上京した蓬萊尚賢によってもたらされた事が、維遷の「東遊日録」の記事によって分る。多分敏が尚賢に托したのであろう。日録安永九年正月七日の条に、

蓬萊氏過訪セララル。寛話時ヲ移ス。備前岡山ノ湯之祥〔湯浅新兵衛〕ハ、南郭門人ニテ、春台・周南トモ交

親シカリシ老儒也。且質行ノ君子也。余カ閑散録ニ異同ヲ考ヘ、足ザルヲ補ヒ、蓬萊氏ヲ介トシテ寄示サル。今日持参也。其説明徹一々佩服ニ余リアリ。

また同年三月七日の条に、

嚮ニ蓬萊氏ヨリ、石州浜田侯ノ臣小篠道沖ヘ閑散録ヲ贈リ示ス。道沖一覽シ、備前ノ岡山侯ノ世臣湯浅新兵衛、名ハ元禎、字之祥、号常山ニ贈ル。湯浅氏付紙数十条ヲ以テ補正細評シテ還サル。其言正確也。頃者病中間暇アリ。因テ湯浅氏ト小篠ノ二氏ヘ書ヲ修シ、今日九津見氏ヘ托ス。美作ト備前トハ隣国ニテ、書信ノ往来自由也ト聞及ベバ也。

とあって、前の書簡に言う「南川君かなくさみにも相成可申と存候事、書入はり紙仕候」ところの常山書入本閑散余録が、蓬萊尚賢³²⁾（元文四1739—天明八1788、享年五十）によって、維遷に示されたことが判明する。今この常山書入本の所在は不明³³⁾であるが、その所説の内容は、ここに紹介した「閑散余録異聞」によって知ることができるのは、幸いとすべきであろう。

4 南川維遷伝記資料

ここに、南川維遷の伝記資料たるべきもの若干を紹介する。何れも筆者が親しく調査したもののみである。

1) 墓誌銘（菰野町、大亀山金剛禅寺墓地）

碑の正面上方に、二字四行「金溪、南川、先生、之碑」と刻し、以下四面に北海の撰文を刻す。

君諱維遷、字士長、一字文瑛、号金溪、南川氏、勢州菰野人、家世業農圃、以故、君之幼時、家無一策子可誦、又無父兄親族訓導勸学、而君好文学之業、蓋出於其天資云、於此鄉邑駭異、目為神童、既而稍長、則請求多方、極力讀書、又自請受学於竜崎先生、頓悟強記、其業夙小成矣、到此、親戚相勸、使君為医業、乃西遊京師、就堀玄孝氏、攻軒岐之書、居数年、悉得其秘蘊、而經史文詩之業、亦復大成矣、於是、還勢州、下帷桑名、学徒響集、宝曆癸未遊浪華、會韓使來聘、君与之唱和筆語、俄頃數百言、詞翰之美名播海外、而菰野公子時方、崇儒術、乃時時延請、以資講学焉、明和中、君遂積褐菰野、後又加秩、兼掌医藥、事教奏神功、士庶受学業、乞診治者、日夜輻輳其門、安永癸亥、祇役東都、勸業余暇、与都下諸名士、締交往来、名声益煥發矣、君資質多病、辛丑之歲、丁内艱、哀敗之余、病大發焉、竟以九月十四日卒、享年五十、葬于大亀山金剛禅寺、前配加藤氏、生二男、長子守箕、次配矢田氏、生一女、君該博群書、最善詩詞、又好研究本朝典故、家家秘策多方講求焉、又於医書、尤多所發明云、銘曰、釈褐桑梓、屋錦之榮、博学宏詞、人欽其名、龜山之側、茲保厥精、金剛不壞、箕裘生生、

- 天明五年乙巳秋九月，北海江村綬撰，孝子志道建，
- 2) 「南川家小伝・先府君行状」(南川家蔵)
美濃紙袋綴で紙縫で綴じた稿本で、表紙共八丁の小冊子であるが、すべて維遷自筆で、伝記資料として貴重なものである。巻末に「宝曆八年戊寅春三月廿三日，哀子南川維遷状」と記す。
- 3) 「金溪雑話」(略)
- 4) 「閑散余録」(略)
- 5) 「東遊日録」(一冊)南川家蔵。
半紙版，紙表紙(後人の付したもので，右肩に「永久保存」，中央に「金溪東遊日誌」，左下に「卷之上」と記す)。次葉の中央に「金溪東遊日誌，卷之上」と朱で記し，左下に「卷之下ハ散逸シテ，搜索ニ努ムルモ見当ラズ」と墨書す(何れも維遷自筆とは思われない)。
- 内題「東遊日録，安永己亥，卷之上」と第一丁第一行に記し，以下第二行目から本文。上方空欄の罫紙を用い本文墨付百丁。安永八年四月九日から翌九年五月八日までの日記である。維遷の伝記資料として重要なだけでなく，当時の儒者の具体的生態を示す貴重な文献である。
- 6) 「南川維遷画像」³⁴⁾(南川家蔵)
維遷が安永八年(四八歳)の末に，司馬江漢に描かせたもので，彩色。賛に「秘典千秋窺妙，奇才一世好斯文，源定羽題」とある。
- 7) 「維遷宛宣長書状」一幅，南川家蔵。(略)

5 結 語

宣長の維遷宛書簡一通に端を発して，維遷について調べてゆくうち，維遷その人の学風や人物に惹かれる気持が筆者の胸中に次第に色濃くなって来た。確かに近世儒学史の上では，維遷は眇たる一存在に過ぎないが，その学問に対する誠実で真摯な生涯は，或いは真の意味で近世儒学史そのものを支えているのではないかとも思われる。併し小稿では，如上の感慨は別として，聊か学界に寄与するであろうと思われる具体的調査を主として報告するに止めた次第である。

〔付記〕この小稿を草するに当って，南川義昭氏，菰野町公民館，国立国会図書館，東京大学図書館，東北大学図書館，鶴舞図書館，並びに本学図書館員諸氏，その他多くの方々に，蔵書の閲覧等に関して多大の援助を辱うした。ここに謹んで謝意を表する者である。

〔注〕

- 1) この書簡は，南川義昭氏の所蔵にかかる。
- 2) 「本居宣長翁書簡集」(奥山宇七編，昭8，啓文社書店刊)，p.61—2所収。
- 3) 同上書，p.62参照。
- 4) 松阪市「本居宣長記念館」蔵，重要文化財。
- 5) 「大日本人名辞書下」(明27，経済雑誌社刊)。
- 6) 「増訂国書解題」(佐山八郎著，吉川弘文館刊)第三版(明42)の「閑散余録」(p.408)の条に拠る。
- 7) 「三重先賢伝」(浅野儀史著，昭6，(玄玄荘刊)p.260参照)。
- 8) 「菰野町史」(編纂主任近藤謙蔵，昭16，菰野町史刊行会発行)p.351—5参照。
- 9) 「近世藩校に於ける学統学派の研究上」(笠井助治著，昭44，吉川弘文館刊)p.731参照。
- 10) 「本居宣長全集，第十五卷」(昭44，筑摩書房発行)p.417参照。
- 11) 第4章「南川維遷伝記資料」参照。
- 12) 「本居宣長稿本全集，第一輯」(本居清造著，大11博文館刊)p.91，p.100参照。
- 13) 「鈴屋集卷六」所収。
- 14) 概ね「神宮文庫」蔵，稿本巻八・九・十の三冊のみ「静嘉堂文庫」蔵。雑誌「皇学」(第一巻第五号)の岡田米夫氏「古事記伝稿本の基礎的研究(中)」参照。
- 15) 「本居全集，首巻」(本居清造編，昭3，吉川弘文館刊)p.33参照。
- 16) 「答問録」の宣長自筆稿本は「本居宣長記念館」に蔵するが，この稿本成立の時期は不明である。
- 17) 「直昆霊」(西田長男著，昭19，有精堂刊)の「解題篇」p.34の記載に拠る。
- 18) 〔注〕6)参照。
- 19) 天明二年版架蔵本に拠る。
- 20) 「享保以後大阪出版書籍目録」(昭39，清文堂出版株式会社刊)p.2参照。
- 21) この南川家蔵本は，維遷自筆の部分もあるが，概ね別筆(恐らく門人の手であろう)で，再稿本と考えられる。詳細は拙稿「金溪雑話の諸本」に述べる。
- 22) この割注の文字は，南川家蔵本には記載しない。
- 23) 注12)参照。同書p.544所収。
- 24) 「日本教育史資料，四」(明24，文部省刊)p.431—2所収。
- 25) 正式には「熙朝儒林姓名録」と言い，「国書総目録」所載の版本は何れは刊年を記さないが，架蔵本には明和六年己丑三月と明記してあり，跋文の日付と考え合わせて，これが初刻の年次であろう。
- 26) 東北大学付属図書館狩野文庫「閑散余録異聞上冊」に付載する。
- 27) 南川家蔵本「東遊日録」に記す。
- 28) 「本居宣長門人録」(注15，本居全集，所収)の安永九年の条に，「石見，浜田，〔遠江浜松産，浜田侯儒臣号樽竜〕，小篠大記敏，初道冲」とある。
- 29) 福井久蔵「鈴屋大人に関する新資料」(「皇国文学

- 2, 古事記伝の研究」昭16, 聖文閣刊) 所収参照。
- 30) 常山は「常山紀談」等著書も多く、徂徠学派の儒者で、当時博学を以て世に聞こえていた。
- 31) この「二小冊」とは、常山の「文会雑記」か。
- 32) 荒木田尚賢であり、谷川士清の女を娶り、真淵に従学、天明七年鈴屋入門。宣長とは安永初年より深い交渉あり、師弟というよりも知友の如き間柄であった。
- 33) 「国書総目録二」(p.304)によれば、村野文庫に常山の「閑散余録書入」という写本一冊がある由である。
- 34) この画像の経緯については「東遊日録」に詳しい。